

島根県気候変動適応センター環境測定機器貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県気候変動適応センター（以下「センター」という。）の環境測定機器（以下「機器」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しを受けることができる者)

第2条 機器の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県内の官公署、会社、学校等
- (2) 県内に住所又は居所を有している者
- (3) 県内の官公署、会社、学校等に通勤、通学している者

(貸出しを受けることができる機器)

第3条 貸出しを受けることができる機器は、別表に掲げるとおりとする。

(貸出料)

第4条 機器の貸出料は、無料とする。

(貸出期間)

第5条 機器の貸出期間は、貸出しを受けた日から最大6か月以内とする。

(貸出しの手続)

第6条 機器の貸出しを受けようとする者は、島根県気候変動適応センター環境測定機器貸出申請書（別記様式）をセンター長に提出しなければならない。

(貸出しの制限)

第7条 センター長は、次に掲げる者に対しては、機器の貸出しを行わないことができる。

- (1) 事実を偽って機器の貸出しを受けた者
- (2) 機器を亡失又は著しく損傷した者
- (3) 貸出しを受けた機器を貸出期間内に返納しなかった者
- (4) 次条各号に掲げる行為をした者

(譲渡、転貸等の禁止)

第8条 機器の貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 機器を第三者に譲渡してはならない。
- (2) 機器を第三者に転貸してはならない。

(3) 機器を営利行為を目的として使用してはならない。

(借受人の遵守事項)

第9条 機器の貸出しを受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの職員の指示に従うこと。
- (2) その他知事が定める事項に従うこと。

(損害賠償の責任)

第10条 機器を亡失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(測定データの利用)

第11条 センター長は、機器の貸し出しを受けた者が測定したデータをセンターが行う調査、研究のために活用することができる。

(補則)

第12条 この要領に定めるものの外、機器の貸出しに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月10日から施行する。

別表 (第3条関係)

貸出機器

機 器 名	型 式 等	貸出可能 台数	備考
熱中症指数データロガー	AD-5695DL (株式会社エー・アンド・デイ)	10 台	三脚付き
熱中症指数データロガー	ケストレル 5400 (ニールセン・ケラーマン)	1 台	三脚付き

別記様式（第6条関係）

島根県気候変動適応センター環境測定機器貸出申請書

年 月 日

島根県気候変動適応センター長 様

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

連絡先

下記のとおり、環境測定機器の貸出しを申請します。

なお、貸出を受けるにあたっては島根県気候変動適応センター環境測定機器貸出要領に従うことを誓約します。

貸出機器使用目的			
貸出機器使用場所 (名称・所在地等)			
貸出希望期間	年 月 日	～	年 月 日
貸 出 希 望 機 器			
	機 器 名 等		個 数
貸出機器使用責任者 (氏名・連絡先)			